

## 令和5年度第1回鳥取県地域自立支援協議会（7月7日）

（中嶋課長補佐） 鳥取県障がい福祉課です。皆さんこちらの音声と画像いかがでしょうか。聞こえますでしょうか。はい、ありがとうございます。そうしましたら、定刻14時を回りましたので、まだ一部、まだ入室されてない方もいらっしゃると思いますが、令和5年度第1回鳥取県地域自立支援協議会の本会を開催させていただきたいと思います。そうしましたら、開催に先立ちまして鳥取県障がい福祉課長の中野より一言御挨拶のほう申し上げます。

（中野課長） はい。鳥取県障がい福祉課長の中野です。皆様こんにちは。お忙しい中、お時間いただきましてありがとうございます。本日は今年度の第1回の総会ということでやらせていただこうと思います。御案内のとおり、障がい者プランの改定年度に当たりますので、この自立支援協議会は、プランの中での障がい者福祉計画と障がい児福祉計画、この部分について御議論いただくという立てつけになっておりますので、その辺り中心に御意見をいただければと思います。ただ、障害者基本計画に関する施策の部分についても、一体的にプランで定めていますので、そこも併せて御議論いただければと思います。任期の関係もありまして、今の体制でこの開催をするのは、今年度はこれが最後というような形になると思いますので、ぜひ、皆様から闊達な御議論、御意見交換をいただければと思っております。本日はよろしくお祈りいたします。

（中嶋課長補佐） はい。そうしましたら、本日の会議につきましては、お配りしております次第のとおり報告事項、議事の流れて進めさせていただきたいと思います。なお、本日の出席者につきましては、出席委員名簿のほう添付させていただいておりますので、これをもって紹介のほうとさせていただきたいと思います。なお、町田委員さんにつきましては、中部総合事務所のほうから御参加をいただいておりますので、また御発言のほうはそちらのほうからお願いいたします。それでは早速議事のほうに移っていききたいと思います。以後の進行につきましては光岡座長のほうにお願いできたらと思います。光岡さん、よろしくお祈りいたします。

（光岡座長） 皆さんこんにちは。光岡です。今日は障がい者プランのことについてのお話が中心になると思いますけども、その前に報告事項ということで2点あります。1つは各部会の実施状況で、前回の全体会が終わってから、今日までの間に行われた部会についての報告をお願いしたいと思います。資料の共有はいいですか、してもらっても。

（中嶋課長補佐） はい。少々お待ちください。

（光岡座長） はい。出ました、出ました。じゃあ、まず、医療的ケアを要する障がい児者支援部会のことですが、ここは長谷川さんに報告してもらっていいですか。

（長谷川委員） はい。鳥取市基幹相談支援センターの長谷川です。よろしくお祈りいたします。6月20日に開催されました、医療的ケアを要する障がい児者支援部会について報告させていただきます。まず、この中では圏域ごとの状況報告がありました。各圏域、鳥取市それから4町、中部、西部と自立支援協議会の開催状況ですとか、内容について共有がありましたし、昨年度から取り組んでいる災害時の対応というところについても、モデルケースの検証から見えた課題ですとか、検討状況などの報告がありました。続いて災害対策についてですが、県のほうから、個別避難計画の作成や福祉避難所の、ああいった避難や整備を検討する上での課題が見えてきたということ

で報告がありました。参加者のほうからは、実際準備はしているけれども、実際に災害が起こったときには、本人を避難所に連れていくのが精いっぱいになりそうなので、誰かの協力っていうのはやっぱり不可欠で、災害対策の取組について市町村の方にも早急をお願いしたいという御意見がありましたし、そのほかにも、福祉避難所への直接の避難っていうところを具体的に進めてほしいという声が上がりました。3つ目ですけれども、県からの報告ということで、医療的ケア児等支援センターの取組について、令和4年度の実績、それから令和5年度の取組計画について報告がありました。圏域ごとに訪問件数に差があるのはなぜかというような質問も出ましたけれども、後方支援の看護師さんのほうに依頼がある内容が、それぞれの圏域で違うので、人材確保ができていない圏域とまだのところサポートの量が違うということで御報告のほう、お答えのほうがありました。

それから、令和5年度の医療的ケア児等コーディネーター養成研修についても、今後の動きのところの報告がありました。それで、コーディネーターが未配置の町村が4つあるということで、今年度の受講について働きかけていく予定ですということで、事務局さんのほうから説明がありました。そのほか、重度障がい児者の日中活動及び医療型ショートステイの利用状況について全県の傾向についての統計データを示されて、事務局のほうより説明がありました。医療型短期入所の利用状況が圏域ごとに格差があったり、それから利用できる期間のほうが固定されているというような課題の意見がありました。それで、本来はやっぱりそれぞれの地域の中で支援が受けられる体制づくりをしていかないといけないけれども、実際は受入れの定員が少ないことで、ほかの圏域まで行かざるを得ない状況があるということ、医療的なケアが必要な方は、そういった他圏域まで行くときの移動の負担っていうのがやっぱり想像以上に大きくなって、荷物も多くなるため、相当御家族のほうに負担がかかっているということも御意見として出ました。それで、この移動の負担っていうのが、遠方から支援学校に通っている保護者のほうからも、同じような負担感っていうところの声は上がっているんで、やっぱり移動の支援の事業の必要性っていうのを知ってほしいっていうことが、この会議の中で出たところです。

その後、4番の医療的ケア児等の送迎支援事業の案についても、県から報告があって、今後医療的ケア児等の移動支援の拡大と利用者の経済的負担の軽減のために、事業を令和5年度中には開始していく予定ですということで、事務局より説明がありました。それで、委員さんのほうからは、地域での格差が生じないように全ての市町村で実施されるような働きかけをお願いしますという声が上がっております。以上です。

(光岡座長) はい。ありがとうございます。それでは次が地域移行部会になりますので、部会長の廣江さんのほうから報告お願いできますか。

(廣江委員) はい。すみません。ちょっと遅れて参加で、ちょっと今、ばたばたして頭がついていけるかどうか分かりませんが、地域移行部会の報告をさせていただきます。6月5日に第1回を開催しております。資料にありますように、第6期の障がい福祉計画の地域移行に関する現状について事務局から説明がありました。目標が達成されていないわけですが、その利用については受皿不足という意見がありました。ただ、受皿不足といっても、グループホームが全て埋まっているわけではないところもあったり、東部のほうには日中活動支援型のグループホームがな

いというような状況もあるというような話も出ております。それから障害者支援施設の待機状況の把握については施設入所の待機者数の把握について、アンケート調査なども行われておりました、その辺りの説明がありました。ある程度、実際は各施設に申込みがあって同じ人が何か所も申込みをしているというような方もいらっしゃるし、行く行くは入所希望なんだけども、今すぐ順番回ってきても、まだ今はいいかなというような方も申込みはされているので、本当に今、必要な方の待機者数ってどのぐらいなのかっていうのは、実態が分からないというようなところが発端ではあったんですが、その辺りがかなり明らかにはなってきたという状況がありました。

さらに、市町村と施設が情報共有していくっていうことを今後どういうふうにし組みをつくっていくかっていうことが課題となってきました。それから各圏域における地域移行に関する状況の共有について、また課題の解決に向けた検討についてということで、それぞれ各圏域、事情が少しずつ違う面もありました。それで東部では、事例集を作成したというようなこともありましたし、情報共有を図っているというようなお話もありました。中部でも、中部でアンケートをやったり、取組を進めている内容の報告もありました。それで、西部では県のモデル事業などの報告もさせていただいています。それぞれやはり各圏域ともコロナの影響が大きくこの地域移行には影響を与えているというようなところは共通した課題、この間の課題であったということは話が出ています。先ほども少し触れたような障害者支援施設の待機の問題、そういったものも話題としては、また出ています。

そして、4番目で地域移行を進めるための社会資源についてですが、県内のグループホームの利用状況とか整備状況、先ほども少し触れたような日中活動支援型のグループホームが東部にはないというところだったり、いうことで重度の受皿が不足していると。また、中部では人材不足から訪問系のサービスが減少しているという話もありました。一方で、西部はグループホームが新設される所が増えてきておまして、特に顕著なのがチェーン展開しているような都会のほうの企業がグループホームを設立するというケースが、もう既に2か所、日中活動支援型のグループホームで設立されているというようなことも西部では進んでおります。それで、さらに新設のグループホームが予定されているものが幾つかあると。それで、ただ、一方でいつも空きのあるグループホームもあるというような現状もありまして、この辺りのマッチングの部分であったり、資源の質の部分みたいなものも含めて、まだまだ課題があるというような話になっております。報告は以上になります。

(光岡座長) はい。ありがとうございます。それでは最後ですけども、権利擁護部会ですが、部会長の植村さんが欠席なので、中嶋さんいいですか。

(中嶋課長補佐) はい。障がい福祉課の中嶋です。それでは権利擁護部会につきましては、事務局のほうから代読、報告のほうさせていただきます。権利擁護部会につきましては、6月の13日に開催のほうさせていただきます。成年後見制度、意思決定支援、虐待防止、障がい者差別解消、この4つについて議論のほう、いただきました。まず、成年後見制度につきましては、事務局のほうから各市町村の地域生活支援事業の実施状況について説明がありましたが、市町村の障がい者の成年後見に関する取組は高齢分野と併せて取り組んでいたり、あるいは地域生活支援事業以外で取り組んでいるといったこともありますので、地域生活支援事業だけではなく、市町

村が成年後見の制度をどのように取り組んでいるとかっていった実態把握を、ちゃんと把握していく必要があるといった意見のほういただきました。また、複数後見ですとか、法人後見など1人の後見人に依存しない仕組み、こういったことの必要性についても御意見のほう、いただきました。

続きまして意思決定支援につきましては、これ西部の自立支援協議会において意思決定支援を浸透させていくための取組について、西部のうえるかむの平林さんのほうから、取組、こういった取組をしていくというような御紹介のほう、いただきました。西部では専門部会で意思決定支援ガイドラインの内容をコンパクトにまとめて、それをその部会の委員の所属する事業所で、それぞれ学習会のほう行っていただき、その後は実際の事例に当てはめて、実践を積み重ねてよい事例を集積して行って、それを横展開していくと。こういった取組を今後進めていきたいといった紹介のほう、いただきました。

はい、続きまして虐待防止についてですけども、これ昨今から御指摘のほういただいておりますが、虐待を通報する側、相談員、施設従事者などとそれを通報受ける側、市町村に虐待に対する認識のギャップがあるといった御意見のほう、いただきました。これ理由の1つとしては、市町村職員は非常に異動が多いことから虐待に関する業務について職員間での引継ぎですか、引継ぎが十分にされていないことが浸透していない原因の1つであるのではないかとといった意見もございました。

こうしたことから市町村に対する虐待研修をできるだけ早い段階で実施する必要があると、また、新任研修だけでなく、今いる職員についても、さらにスキルアップをしていただくために現任研修を実施したほうがよいのでは、現任研修の必要性についても御意見のほう、いただきました。また、虐待防止に係る支援チーム、専門家によるバックアップ組織についても市町村のほうに十分に知らないといったこともあるのではないかとということで、こちらにつきましても十分に周知して活用してもらう必要があるのではないかと、そういった意見のほうをいただきました。

最後に障がい者差別解消についてですが、この県が障害者差別解消法等の普及に向けた取組の1つとして実施を予定をしている合理的配慮の普及等を目的とした研修においては、当事者にも参加をいただいて発言機会を設け、当事者の声を直接伝えるような、そういった内容の研修とする必要があるのではないかとといった御意見のほうをいただきました。また、当事者がそもそも合理的配慮ということについて知らないといった実態もあることから、こういったことを理解していただく取組も必要であるのではないかとといった御意見もいただきました。

権利擁護部会につきましては、今回4つのテーマをしましたが、今後さらにテーマのほうですね、論点を絞って、より深く今後は議論を深めていくといった進め方で行っていくということとしております。報告は以上となります。

(光岡座長) はい。3つの部会の報告をいただきました。ありがとうございました。それでは少しこの部会の報告についての御質問や御意見あったらお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。いいですかね。今月中にもう2つ、相談支援の部会とそれから就労支援の部会を行う予定になっています。はい。それでは次に進めていきたいと思えます。では、報告事項の2つ目ですけども、令和5年度の6月補正予算における施策について、主な事業を報告お願いします。

(中嶋課長補佐) では、資料の2、令和5年度6月補正予算における障がい児・者福祉施策関係の主な事業等を御覧ください。こちら先般閉会いたしました6月県議会での補正予算で承認をいただいた事業となります。こちらのほう、ちょっと簡単ですが、1つずつちょっと説明のほうさせていただきます。まず、障がい福祉課関係、1番医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業でございます。これは常時医療的ケアを必要とする方の地域生活を支えるために通常の基準上の職員に加えまして、常時看護職員をさらに1名以上配置し、支援を行うグループホームに対してその運営費、人件費相当を支援するといった事業でございます。

続きまして2番とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業ですが、こちらは強度行動障がい児者やその家族が安心、安定した在宅生活を送ることができるよう、現在障害福祉サービスの安定的な利用ができてない在宅の強度行動障がい児者が安定的なサービスが利用できるよう県と市町村、そして関係機関が連携した支援体制を構築して、環境調整ですとか、支援方法の検証を行って障害福祉サービスの利用につなげていくと、そういった支援体制を構築していくといった事業でございます。

続きまして3番、新たな工賃向上プラン検討強化事業ですが、これ、これも今年度見直しを予定しております現在の工賃3倍計画について新たな工賃向上プランとして策定する予定です。その策定に当たりまして先進事例ですとか、専門家招致を行ってより効果的・実践的なプランとするためのそういった取組となります。続きまして4番地域共生社会を実現するためのあいサポート運動強化事業ですが、これ令和6年にあいサポ運動が15周年を迎えることと、また、令和6年4月に民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されるということを踏まえまして、あいサポ運動のさらなる強化を図っていくということで、内容的にはシンポジウムの開催ですとか、あいサポ研修の教材の刷新などを行っていく予定としております。

続きまして5番障がい者情報アクセスモデル県推進事業でございますが、これ、これまでも情報アクセスの推進につきましては本県全国に先駆けて行っているところでございますが、さらに情報アクセスの向上を図っていくために、例えばコード化点字ブロックの試験導入ですとか、マルチメディアデージー図書の普及・機器の整備、電話リレーサービスの加入促進のための機器導入支援など、さらに情報アクセスの向上を図っていく取組を進めていくものでございます。続きまして6番手話言語条例発祥の地とっとり手話フェス開催事業ですが、これは手話言語条例制定10周年と手話パフォーマンス甲子園の第10回大会を記念しまして大規模な手話フェスタを開催するものでございまして、これまで手話に触れる機会のなかった方も含めて、より幅広く手話の魅力を発信していくと、さらなる手話の普及促進を図っていくものでございます。

最後7番精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携推進事業ですが、これは令和2年～4年度の3か年間で、西部圏域でモデル的に取り組んできました精神障がい者の地域移行多職種・多機関による連携、すみません。この事業ですね、西部地域だけじゃなくて、全県的に展開をしていって、精神障がい者の地域移行の支援体制をさらに推進していくといった事業でございます。

(松本課長) 続きまして子ども発達支援課の事業を子ども発達支援課長、私、松本から御説明させていただきます。資料の一番下、医療的ケア児等送迎支援事業でございます。医療的ケア児

等の移動に係る保護者の経済的負担の軽減のためにタクシー利用及び看護師が付き添う場合の経費につきまして助成を行うとともに、そもそも地域の福祉タクシー等が少ないという事情がございますので、地域の移動環境を整備するため、タクシー会社が福祉車両を購入する場合の経費について助成を行うことにより、医療的ケア児等及びその御家族の地域生活を支援することとしております。6月30日に予算が成立しましたので、これを受け、今後市町村のほうに実施について協議を進めてまいる予定でございます。早ければ令和5年度から着手いただける市町村もございますけれども、令和6年度、あるいはまだ検討中という市町村もまだまだございますので、そういった市町村につきましては早期の着手がいただけるよう協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。今の事業、今年度の事業についての御質問などありますでしょうか。はい、乾さんお願いします。

(乾委員) はい。鳥取県自閉症協会の乾です。障がい福祉課の2番のところの強度行動障がいの事業ですが、昨年度までの3年間モデル事業としてちょっと関わらせていただいた関係からお尋ねをしたいと思います。最後のほうに括弧で3つの事業があるんですが、一番最後の生活実態調査事業、実態調査は大事、大切なことだと思うんですが、その前のモデル事業のときに令和3年度にたしか実態調査をして報告もしていると思うんですが、2年たつのですが、調査内容としてはどんなふうな違いがあるのか、深めていくのか、広く調査するのか、その辺りをお尋ねしたいのと、あと、その前の部分の強度行動障がい支援者養成加速化事業って何かいい名前、ネーミングなんですけども、これはたしか厚生事業団さんが研修を開催していると思うんですが、基礎と実習でしたっけ、実技でしたっけ。実践か、実践のところは結構数があるなと思いました。専門研修はさすがに少ないんですが、その辺り、結構数があるんですが、なかなか活用ができてないってところなのか、ちょっと加速化事業っていうのをこのたびはどんな戦略で行かれるのかっていうことがお尋ねしたいと思います。お願いします。

(光岡座長) 事務局お願いします。

(松本係長) 鳥取県障がい福祉課の松本です。お尋ねのあった2点について回答申し上げます。まず1つ目の強度行動障がい児者の生活実態調査事業についてなんですけれども、これ先ほど乾さんのほうからお話がありましたように、令和3年度に調査をして以来、改めて県内の強度行動障がいのある方の生活実態を探るという目的で実施するものになります。これは令和3年度にもお尋ねしていたような生活状況だとか、利用しているサービスだとかっていうのを取っ払いこうとは思っているんですけれども、より、例えばなんですけれども、詳しく生活をしていく上で困りごとであるとか、どういったサービスがあったらいいと思って御本人の方とか、御家族の方が思っているのかとかいうのを調査できたらとは思っているんですけれども、また、内容は関係機関の方とも御相談をしながら内容を検討していこうと思っているところです。

また、2点目の強度行動障がい支援者養成加速化事業についてなんですけれども、これが事業の中身としては先ほどお話のあった研修ですね、各種研修を施設の職員の方が受けられるときに、当然その研修を受けられる方が一旦事業所から抜けて研修を受けてしまうことになるので、その間に、もしサービスを提供しておられたら受けられたであろう障害福祉サービスの報酬ですね、

これに該当する分を補填というか、受講された方がおられる事業所に対して利用することでその受講のインセンティブといいますか、というのを設けることでより多くの方に研修を受講していただくということを目的として実施する予定であります。以上です。

(中野課長) 障がい福祉課長中野です。今の説明に補足をさせていただきます。説明申し上げたとおりなんですが、1点目って何だっけ。1点目の調査についてはちょっと下調べみたいところは既に始めているとこなんですけども、令和3年度の調査自体が市町村と施設に両方送って、それで、ちょっと突合がうまくいかなかった部分とかも実はあったりして、それで、ちょっと不明みたいところが結構あったりしたので、ちょっとそういう欠けている部分みたいなのを補完するような形で調査内容組んでいきたいなと思っています。それで、支援者のところですが、研修のその受講奨励金っていうのは今、申し上げたとおりなんですけども、乾さん、おっしゃったように基礎とか基礎専門、研修受けている人は多いんですけども、じゃあ、それで実際に支援を行っている、つまり受け入れている事業所がその数に比例しているかっていうと必ずしもそうでないと認識しています。

なので、実際に強行の方を受け入れられる生活介護とか、B型とかグループホームとか、そういうところを増やしていく必要があると思うので、それは実際のこの支援スキームを回していく中でそういう研修受けられた方がいる事業所をちょっと掘り起こして行って、それで、受け入れていただく、それで、そこに厚生事業団みたいな、今までの実績の多い方にアドバイザーとして行っていただく、それで、支援を実際に回してみても、支援もするし、あと支援の受皿も増やしていく、そういうイメージを持っているので、そういう中でその支援の受皿っていうのも支援をこう広げる中で、徐々に1つ、2つでもいいからどんどん増やしていくような、そういう仕掛けにしていきたいなと思っています。以上です。

(光岡座長) 乾さん、いかがですか。

(乾委員) ありがとうございます。この在宅強度行動障がい児者支援体制構築事業っていうので支援体制を構築していくというところがすごく何かいい言葉だなと思うんですけども、強度行動障がい児っていうのは、今まで聞いたことがなくて、そんなね、言葉は使ってなかったと思いますが、強度行動障がいの大人になる前に学齢期からこのハイリスクのある子どもさんが学齢期、教育ですね、教育の段階からやっぱり何だったかな、学校とまた医療もやっぱりてんかんのある方とか、医療機関にかかっている方もあると思いますので、医療との関係も連携も欠かせないと思いますし、読めないな、その学齢期からの状態像を把握して、人数や状態像を把握して支援を早いうちからしていくというところが大事かとも思われますので、その辺りもよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(光岡座長) ありがとうございます。ちょっと私から聞いてもいいですか。さっきの加速化事業のところで研修を受講したときの事業者への補填のところなんですけど、それってどんなふうに計算されるんですか。そのことと、それから例えば訪問型、訪問系の支援だったらその1人が訪問したときに得られる報酬ということになると思うんですけど、例えば入所施設とかそれから通所施設だったらどんなふうに計算されるのかなというのが1つと、それからどなたも恐らく研修に参加することが事業的に難しいところがたくさんあると思うんですけど、これがいろんな分野

についてそういう事業が行われたほうがいいと思うんですけど、その辺の見込みみたいなところはどうか。

(東口主事) 障がい福祉課の東口です。先ほどの報奨金の単価のお話なんですけれども、基本のベースとしましては、障がい福祉サービスに従事しておられる方の人件費を基に計算をさせていただいております。なので、実際に抜けた時間が何時間かとか、そういったことでなくして研修で抜かれるであろう時間に人件費単価を掛けさせていただいて、これくらいの見込みだろうということで一律単価を設定させていただいております。

(光岡座長) ありがとうございます。ほかの事業への展開というのはどんなふうで考えられますか。

(中野課長) はい。障がい福祉課長中野です。やはりその研修を受けて職員のスキルアップを図るというのは一義的にはその事業所のマネジメント、事業所内のその組織のトップが計画をし、そこが責任を持った雇用する職員のスキルアップのために施設内もしくは施設外の研修を受けさせるというのが基本だとは思いますが。ですので、すべからず全てに補助を出すというところはちょっと今までもやってないと思うんですけども、そういう意味で全てにというところがすぐにはできるものだと考えておりませんが、やはりその受皿が特に少ない部分についてはそのプラスアルファでの支援を行うことでその受皿を増やしていかないといけないという地域の必要性を鑑みて、こういう制度をつくっているというところですので、全て全てに拡大していくというところはここでお約束はできないですけども、そういうニーズや緊急性が高いという部分に今後、同じようなものが広がっていく可能性はあると考えています。

(光岡座長) はい、分かりました。ありがとうございます。ほかの方で御質問などありますか。

(市川委員) すみません。

(光岡座長) はい。はい、市川さんお願いします。

(市川委員) じゃあ、福祉協会の市川です。終わったようなことで申し訳ないんですが、5番のところの情報アクセスの推進のところでは予算が7,700千円となっています。中身としては3つほどあると思うんですが、内訳を教えてくださいませんか。お願いします。

(光岡座長) 事務局お願いします。

(松本係長) 鳥取県障がい福祉課の松本です。申し訳ありません。ちょっとこちらのほうが、ちょっと今、課長、はい。

(中野課長) 障がい福祉課長中野です。3つありましたコード化点字ブロックとマルチメディアデイジーと電話リレーサービスの3つです。はい。上から順番に上からというか、今、申し上げた順番に500万、150万、120万の3つです。

(市川委員) ありがとうございます。

(光岡座長) はい。ありがとうございます。ではもしなければ、どなたかありますか。いいですか。じゃあ、ちょっと次に進めさせていただきたいと思います。それでは今日の議事、ここからは議事になります。鳥取県の障がい者プランの改定についていろいろと資料たくさんいただいているんですけども、皆さんと議論、意見交換をするのを1時間ぐらい取りたいと思いますので事務局からの説明を20分程度でお願いしたいと思うんですけども、よろしいですか。

(中嶋課長補佐) 障がい福祉課の中嶋です。はい。できるだけ簡潔に説明のほうはさせていただきたいと思います。そうしたら資料の3のほう御覧ください。鳥取県障がい者プランの改定についてです。細かいところは冒頭、課長のほうからも説明がありましたので概要等についてはちょっと割愛のほうさせていただきます。1つ、再度協議会の整理としましてはこの地域自立支援協議会では主に障がい福祉計画、障がい児福祉計画を主に御議論をいただくという整理ではございますが3計画を一体的に運用してるというところもございまして、プラン全体について御意見のほういただけたらというふうに考えております。

そうしましたら資料の2プランの見直しと進め方についてですが、すみません。資料これ古いもので若干直っていないところがありますので修正も踏まえましてちょっと御説明のほうさせていただきます。今回7月7日がこれ第1回の自立支援協議会になります。それで、今回の協議会では主に障がい福祉計画、障がい児福祉計画の成果目標などについて御議論をいただく予定と考えています。そこで前いただいた意見等踏まえながら、今度11月前後ぐらいですか、次回の会議のほう開催予定をしております、ここでおおむねの全体の素案のほうお示しをさせていただいて御検討のほういただきたいというふうに考えております。それで、年末から年始、年明けぐらいにかけてパブリックコメントのほう行いまして、大体2月頃に最終案のほう作成、3月にプラン全体の完成とそういった流れで進めていきたいというふうに考えております。続きまして3番、プランの見直しの方針等についてです。簡単にまず、障がい者計画ね、障がい者計画につきましては、主にこの令和5年3月に改定をされました国の障害者基本計画、これは障がい者施策の基本的な計画として国が定めているものでございますが、これをベースとする近年の社会状況の変化などを踏まえて見直しのほう行っていきたいと考えています。

次に、(2)障がい福祉計画、障がい児福祉計画についてですが、これにつきまして今日のメインになるかと思いますが、各自治体がこの福祉計画を定めるに当たっての基本的な指針として国のほうが示しております。国の基本指針、本日参考資料として添付のほうさせていただきますけれども、この指針に即して、また各市町村と連携をしながら成果目標ですとか、そういう指標、障害福祉サービス等のサービス見込量などについて改定のほう行っていくように進めていきたいと考えております。

続きまして(3)その他としておりますが、こちらにつきましては行政計画の策定に当たりまして昨年度、国のほうから効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイドというものが示されました。この内容は効果的・効率的な計画行政を行っていくため、これまで個別に作成しておりました行政計画につきまして、可能なものにつきましてはできるだけ一元化を図っていくと、そういった方針が示されました。本県としましてもこの趣旨を受けまして、これまで個別に作成してきておりました、1つは工賃3倍計画、もう1つは障がい者アート計画、これら2つの計画につきまして、障がい児者に関する内容を総合的・横断的に網羅、規定しているこの障がい者プランのほうに一元化させる形で進めたいというふうに考えております。

ただ、これ効率的に計画行政を行っていく上での対応ですので、必要な事項につきましては当然盛り込んでいく予定としております。また、この一元化する計画につきましては、これまでは別の検討会のほうで御議論のほう、いただきまして策定してきたというような経過がございます

ので、計画の内容につきましてはこの個別の検討会のほうで御議論いただきまして最終的にはこの障がい者プランのほうに盛り込んでいく形で進めたいというふうに考えております。それで、続きまして4番障がい福祉計画、障がい児福祉計画の成果目標案についてです。こちらが今日のメインになるかと思いますが、成果目標につきましては、国の基本指針において必要な提供体制の確保に係る目標として設定することが適当とされているものでございまして、次のページ以降に大きく7項目ございます。この成果目標の設定につきましては、これまで改定時におきまして、この自立支援協議会で御議論いただき、国の基本指針で示される算定方式などに基づいて設定をするということを基本としております。

ただ一方で、この国の基本指針で示す設定による目標値が実態が起きて開きがあるといったものも見られまして、過去の計画改定時におきましてもこの自立支援協議会でそもそも国が示す指針による目標値設定が妥当であるかどうかについても議論されてきた経緯等がございます。また、国の基本指針では、①として成果目標は実績や地域の実情を踏まえて設定することが適当とされておりまして、また、国の基本指針により設定する目標値では、達成が明らかに困難である場合には地域の実情踏まえて下回る値を設定することは否定されておりません。アスタリスク以下に根拠のほう記載しております。以上のような状況を踏まえまして今回第7期の計画の改定におきましては国の基本指針による成果目標などの設定を基本としながらも、国の基本指針では実態との乖離が大きい項目、目標値についてどのように考えるのかというところを、議論をする必要があると考えております。

こうした状況で、まず、考えられる視点として次のほうにちょっと書いております。過去の目標の達成状況から国の基本指針による設定では実態との乖離が大きい項目については、県独自で設定するということが1つ考えられるかなというところなんです。もう1つ、過去の実績から考えられる項目として計画への記載は国の基本指針による算定値と県独自の算定値を設定するということが考えられます。今回の項目の中で一番これが考えられるのが地域生活への移行者数などではないかというふうには考えております。その上で考えられる県独自の設定方法ということで2つ上げておりまして、まず1つは過去の実績に対して一定の伸び率を乗じて算定する、そういった方法です。それで、もう1つは現実的に地域移行が可能と思われる方の数を各入所施設のほうへ調査のほうしまして、現実的にその達成可能であるような目標値を設定していくと、こういった設定方法が考えられるのではないかなというふうに、これはあくまで事務局想定として書かせていただいております。

続きましてこうしたことを踏まえまして次7つの項目、国のほうが示しております成果目標の7つの項目になります。まず1つが福祉施設の入所者の地域生活への移行、2つ目が精神障がい者にも対応した地域の受皿づくり、3つ目が地域生活支援拠点等が有する機能の充実、4つ目が福祉施設から一般就労への移行等、5つ目が障がい児支援の提供体制の整備等、6つ目が相談支援体制の充実強化、7つ目が障がい福祉サービスの質を向上させるのための取組に係る体制、以上が7つの項目になります。これ現在の計画と項目に変更はございませんが、その中身ですね、中身に一部新しいものが加えられたり既存のものも変更を行うといったものがございまして、ちょっと数も多いのでちょっと一つ一つの説明のほうはちょっと割愛のほうはさせていただきますが、

例えば先ほどの地域生活への移行者数（１）ですけれども、こちらのほうは、こちらの地域移行者数につきましては、今回国のほうが示しておりますのが令和４年度末時点の施設入所者の６％以上、地域生活へ移行というふうになっております。単純にこの数値に基づいて計算をした場合ですと、令和４年度末の施設入所者数は９２７人ですので、この６％を乗じますと５６人以上と、第７期６、７、８の累計としては５６人というような数字が出てきます。

一方で、実際、現在の計画ですと、令和３、４、５のうち、３、４の２か年になりますけれども、地域移行の実績としては、すみません、ちょっと６人というふうになってはいますが、８人の誤りです。申し訳ございません。実際８人というところで、かなり数字に開きがあるといったところになっております。あと（２）（３）につきましては、（２）精神障がい者のほうは特に大きな変更はございませんでして、目標値そのものが、国のほうから示されておりました、ここが変わっております。続きまして（６）の相談支援体制の充実強化等ですが、これ、これまでの国の指針では、総合的専門的な相談支援の実地及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保というふうになっておりましたが、今回の指針では、各市町村複数共同設置も可能ですけれども、各市町村に総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化や関係機関との連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するということが努力義務として掲げられております。

（松本課長） 子ども発達支援課長松本です。では、子ども発達支援課の関係６ページお願いいたします。（５）障がい児支援の提供体制の整備等でございます。まず、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援事業につきましては、これは基本的に各市町村に１か所以上の設置、圏域設置も可能、可ということでこれまで指針にございましたので加えまして未設置の市町村につきましては、障がい福祉部局等が中心となってセンターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域で整備することということが示されております。そういったしますと、こちらにつきましてはそれぞれ１９市町村におきまして、設置するということを目標にしたいと考えております。

続きまして２つ目の丸、障がい児支援のための中核的機能を有する体制の構築ですが、こちら既に聞こえない聞こえにくい子どもの支援センター等設置しておりますのと、すみません。ちょっと放送が入りますので少々お待ちください。続きましてこちらにつきましては、聞こえない聞こえにくい子どもの支援センターを設置いたしまして、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築は既にしてきているところでございます。また、新たに難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の策定が定められましたが、こちらにつきましては本県においては新生児聴覚検査と聴覚障がい児支援のための手引きを定め、適宜見直しを行ってきているところでございます。こちら中核拠点の整備については引き続き１か所の設置を維持していきたいと考えております。

続きまして主に重心障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの事業所の確保につきましては、こちら指針事態変わっておりません。引き続き７か所それぞれの設置を目指してまいります。続きまして医療的ケア児等支援センターの設置、医療的ケア児等支援のために関係機関の協議等の場の設置及びコーディネーターの設置というところでございますけれ

ども、新たに指針として医療的ケア児センターの設置とコーディネーターの設置が定められましたが、本県については、既にセンターを設置しておりますのと、コーディネーターの育成にも努めていっているところでございます。すみません。また、放送が入りましたので一度失礼いたします。失礼いたします。目標のほうですけれども、医療的ケア児等支援センターの設置につきましては、既に1か所ございます。また、窓口は東・中・西部それぞれ3つございますので、設置自体は1か所ということで考えております。医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置につきましては、県あるいは鳥取市、東部4町、中・西部の各自立支援協議会を持って協議等の場と位置づけておりますので、こちらも5か所と考えております。

7ページ一番上のほうでございますけれども、コーディネーターの配置市町村につきましては、引き続き19市町村全てに設置を目指してまいりたいと思っております。コーディネーターの養成人数につきましては、既に今の計画上は目標値を達成しているところでございます。その上で次の計画の中では人数だけでなく、質も高めたということで若干人数を年15人と絞りまして、195人という設定をさせていただいているところでございます。その中で未設置の市町村、あるいは未設置の事業所、そういったところを中心に受講を働きかけていきたいと考えております。最後、障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置でございます。こちら新たに国の指針で定められたものでございますが、こちらにつきまして、移行調整の難航が予想されるケースにつきましては、県が移行調整の責任主体なりまして、個別のケースごとに市町村や障がい児入所施設等の関係機関による協議等の場を設置しまして、それぞれが連携協力して移行調整を行う体制を整えたいと考えております。以上です。

(中嶋課長補佐) はい。続きまして5番の障がい児プランの見直しと骨子案についてです。いわゆる者計画の部分についての概要について簡単に説明させていただきます。まず、(1)基本理念、(2)基本目標につきましては、特に現行の計画と特に大きな変更はございません。続きまして(3)の総合的・横断的に反映する内容につきましては、これは国の障がい者基本計画の内容、あるいは権利条約に基づく国連勧告内容、昨年制定されました県の孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例等の内容を踏まえまして、横断的・総合的に盛り込んでいくこととしております。項目は今画面にある内容のとおりです。

続きまして(4)各分野ごとの施策へ反映する新規・拡充項目等についてです。者計画につきましては上が広くありますので、各分野ごとに分類してそれぞれ今後取り組むべき基本的な事項ですが、取組内容のほう記載しておりますが、従前から取り組んでいる内容は、引き続きプランに続きをしつつ修正を加えて、今回の改正で新規また拡充して盛り込んでいく内容を以下に整理をしております。事業名はちょっと時間ありませんので読み上げませんが、主なものとしては、1番の生活支援相談支援体制の充実・強化ということで、主な項目として、重度の障がい児者支援強化、先ほど予算のほうでもございましたが、強度高度障がい児者への総合的支援、医療的ケア児者への総合的支援、こういったことを新規拡充内容として掲げております。

2番目として保健・医療ですが、先ほど6月補正の事業でもありましたが、精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携の推進、こういったところを上げております。次に4番情報アクセス・コミュニケーション支援ですが、これも先ほどの6月補正の事業になりました。そう

いった新たな事業でさらに情報アクセスを推進していくということとしております。次に6番の雇用・就業等ですが、これ、先ほどもありましたが、工賃向上、工賃3倍計画を新たな工賃向上プランに改定した上でこのプランのこの部分に一元化のほう図っていききたいというふうに考えています。

次に8番文化芸術活動、新というふうにしておりますが、現在の計画では7番の教育、スポーツと文化芸術活動というふうに3つでくくっておりますが、これは1つ文化芸術活動ということで別冊で項目を立てることとしました。ここにこれまで障がい者計画として個別に策定していたものを一元化盛り込んでいきたいというふうに考えております。次に9番障がい者差別解消権利擁護の推進ですが、これ、先ほどの6月補正の事業でもございましたが、民間事業者の合理的配慮の普及啓発の推進、そういったところを掲げております。

最後に10番あいサポート運動の推進ですが、これも先ほどの6月補正でもありましたが、あいサポート運動15周年見据えたあいサポシンポジウムの開催、あいサポ研修、教材の刷新など、さらにあいサポの取組を推進していくといったことを掲げております。すみません。ちょっと最後は駆け足になりましたが、資料の説明は以上となります。

(光岡座長) はい、ありがとうございました。ニーズ調査の実施結果については、一緒の説明、してもらってもいいですか。

(東口主事) はい。では、資料の4をおはぐりください。よろしいでしょうか。令和4年度福祉に関するアンケート調査、障がい福祉サービスニーズ調査の実施結果について御報告をさせていただきます。令和4年9月から県内の障がいのある方を対象に実施してきました福祉に関するアンケート調査、障がい福祉サービスニーズ等調査でございますけれども、このたび集計が完了しましたので御報告をさせていただきます。本調査によって得られた分析結果については、市町村・関係部署等と共有して令和5年度中に改定予定の鳥取県障がい者プランへ反映させるとともに、今後の施策の検討等に活用してまいりたいと考えております。調査方法等を御説明いたします。本会にもお諮りをいたしまして実施をしてきましたけれども、対象者として、障害者手帳や自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証を持つ65歳未満の方、65歳以上の障がい福祉サービス受給者、施設入所されておられる方等対象に実施をいたしました。在宅で生活しておられる方については、市町村を經由して自宅に郵送、入院・入所しておられる方については、病院・施設等を經由して本人に御渡し、回答は原則本人に行っていただきましたが、本人の御回答が難しい場合については、家族の方、配偶者の方が本人の御意志を酌み取って回答していただいております。なお、質問項目については参考資料1、2でつけておりますけれども、基礎データが11問、住まい生活については6問、障がい福祉サービス等については5問、就労については3問、社会参加・余暇活動については5問、権利擁護、差別等に関しては6問、災害時の避難等については4問、新型コロナウイルス影響について1問の計41問と自由記載をお尋ねいたしました。

続きまして送付・集計結果でございますけれども、総部数は全体で22,829部、回収数につきましては8,547部、回答率は約37.4%でした。続きまして集計分析結果でございます。前回アンケートとの比較をまずしております。詳細については下のほうに数字を載せておりますけれども、前回調査と同じ質問の回答結果を比較すると、次のような結果が得られたというところでござい

ます。まず、平均年齢は下がっている一方で、介助者の平均年齢は横ばい、平均支援区分は高くなっており、重症化傾向が見られたというところです。

続きまして福祉サービスの利用について一人暮らしやグループホームでの生活、一般就労が進んでいるということが分かりました。下、差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある又はたくさんあると回答した方の割合は減っておりました。続きまして各質問項目に係るクロス分析を行っております。主な項目のみ読み上げさせていただきたいと思います。まず、今後の障害福祉サービスの利用希望等に関する分析ですけれども、利用しているサービスの年代別分析を行ったところ、居宅介護、生活介護、グループホーム、施設入所支援を利用している者のうち、50歳以上の方が半数を占めており、特に施設入所については7割を超えている状況でした。また、利用希望サービスに関する分析についてですけれども、就労継続支援B型、生活介護等施設入所支援、療養介護の利用希望をする回答がかなり多く出ておりました。現在使っており、引き続き使いたい又はすぐにでも使いたいという回答割合も高い傾向にありました。

続いて今後の一般就労の希望に関する分析でございます。現在、就労移行支援、就労継続支援A型、B型のいずれかのサービスを利用している方の分析については、全体として40%の方が今後一般企業等で仕事をしたいを回答しておられました。内訳を見ますと就労移行サービスの利用者の方が約55%の方、就労継続支援A型では約30%の方、就労継続支援B型では約20%の方が一般企業等での仕事を希望しており、実際に支援環境等が調べば一般企業等へ仕事ができると思うと回答しておられます。

続きまして将来の暮らし（住まい）に関する分析ですけれども、現在、各住居別の分析では病院入院者を除き、現在の居住状況と同じ状態を希望する旨の回答が多くありました。現在の居住状況は一人暮らし、家族同居、グループホームの方のうち、約4%～8%は福祉施設、障害者支援施設や高齢者支援施設で暮らしたいと回答しておられます。その一方で、反対に福祉施設入所の方のうち、約6%が一般の住宅、アパートなどで一人暮らしをしたい、約17%の方は家族と一緒に暮らしたい、約5%の方がグループホームで暮らしたいと回答をしておられます。最後、災害時への備えとして必要だと思うこと、防災に関する分析をしております。障がい種別ごとの分析では、医療的ケアを要する児者は他の障がい種別に比べて障がいのある方に配慮した避難場所の設置（トイレ、電源等）の選択肢を選んだ方の割合が全体平均の約1.5倍になっているなど、いずれの選択肢においても必要であると回答した方の割合が高くなっております。また、心配のある方に配慮した避難場所の確保、プライバシーの保護等の選択肢を選んだ方の割合を見ると発達障害の方の割合が高くなっております。

次に自由記載欄でいただいた御意見でございます。資料では別紙として主な御意見をつけさせていただいておりますけれども、その中で数が多かったものや主だったものについて御説明をさせていただきたいと思います。まず、障害福祉サービス一般でございますけれども、重度障がいに対応できるグループホームが多くできてほしい。将来、就労継続支援B型で就職をすると思うが、平均工賃と障害者年金と合わせても1人で自立して生活するのは難しいので賃金上がるように助成で支援してほしい。今、障がい児向けのデイサービスに通っているが卒業後も引き続き当事業所でサービスを利用したいと言った声がありました。障害福祉サービス等の周知について

どういサービスがあるか、どうしたらそのサービスが受けられるか分かりやすく教えてくれるところが知りたい。そういった御意見を多数いただいております。手当や助成金について障害者手帳の等級にかかわらず、いろいろな支援や給付金、減免制度が利用できるようにしてほしいといった御意見がございました。仕事、就労支援の関係については、一般企業等に就労するための支援を充実させてほしいといった御意見を多数いただいております。

差別、障がいへの理解については見た目では分からない障がいがある方へのヘルプマークをもっと広めてほしい。まだまだ認知度が低いので困ったとき助けてほしい方はたくさんいると思うといった御意見をいただいております。将来、住まいについては、将来、親が亡くなった時が不安です。自分に向いているのが一人暮らしなのか、グループホームなのか分からないのでいろいろ知りたいといった御意見をいただいております。また、災害対応、成年後見制度については個別避難計画や成年後見制度そのものについて、もっと詳しく教えてほしいといった御意見を多数いただいております。今までのところで詳細な調査結果については今後、県ホームページに掲載予定です。なお、こちらの資料に掲載している数値についてですけれども、精査中でありますので、結果を公表するに当たっては数値違に違いがございますので、その旨御了承いただければと思います。説明は以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。あと 50 分足らずなんですけれども、皆さんから御意見をいただきたいし、議論したいと思うんですけれども、ちょっと今回の全体会だけで、意見が全て出ることにはないと思います。それで、協議会の中でも今後また今年度中に全体会もあるでしょうし、それから部会の活用もしていかないといけないと思います。それぞれの専門部会の中でもそれぞれの領域に関してのこのプラン作成についての御意見もいただきたいと思いますし、反映されないといけないと思いますので、今後の全体会、部会でも引き続き御意見をいただければと思います。

それと、会だけではなかなか十分な意見が出尽くさなかったり、それから議論も不十分だと思うので、ぜひ委員の皆さんにおかれては、障がい福祉課のほうに別途また御意見を出していただくとかっていうことも必要かなっていうふうに思います。本日は、今日、提供していただいている資料の中であるいはそれ以外でも結構なんですけれども、県のプランに直接盛り込んでほしいこと、盛り込むべきことについての御意見をいただくことが1つと、もう1つは、今後、市町村の中でそれぞれの障がい者プラン作成についての議論が進んでいくと思うんですけど、県全体として、統一してやってほしいこと、そうすべきことについての意見もいただければと思います。

そういった2つの観点で御意見いただければと思うんですけども、どこからでも結構です。さっきの成果目標の辺りの数値の設定の仕方とか、考え方の話があったんですけど、その辺りからでも結構ですし、障がい福祉計画や障がい児福祉計画に限らず、者計画のほうでも御意見をいただければと思うんですけど、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。どうですか。質問でも結構ですよ、鳥取市さんお願いします。

(前岡委員) 鳥取市の前岡です。数値目標の関係で、もし考えておられるならお聞きしたいと思うんですけども、やっぱり地域移行の数がやっぱり目標値と実績値として結構乖離がある状況、見させていただくとるんですけど、鳥取市のほうもちょっとかなり乖離が生じている状況でござ

いまして、独自で国が示しとるその算出の仕方じゃなく、別のやり方、数字の出し方って今、どんな感じで検討されとるのか、もしそういう、こんな感じで考えていこうかなって鳥取県さんのほうが考えておられる案があったら教えていただけたらと思います。

(中嶋課長補佐) 事務局の中嶋です。すみません。先ほど資料の中でちょっと説明のほうさせていただいたんですけども、今、おっしゃられたその国の算出方法による値と実際には非常に乖離があるっていうことは、これまでもいろいろと議論のほうはされてきたというところがございます。そうしたところを含めまして、今回、成果目標案として県としてこうするとかっていうわけではないんですけど、むしろこの協議会のほうでどういった設定の仕方がいいかっていうところを御議論をいただけると大変ありがたいかなというところで、ただ、考えられる視点として、例えば地域移行の数につきましては、一律に国の設定によるものだけではなくて、その実績に応じて、ある程度、ちょっと言い方が適切かどうか分からないですけども、頑張れば手に届くような目標っていうんですか、全くその手にも届かないような目標を設定するよりはちゃんと実現が可能と思われるような目標を設定して、それに向かって取り組んでいくのも1つの案ではないかなというところで、今回考えられる視点ですとか、県独自の設定方法をつくる、これあくまで例ですけども、ちょっとこういったところを示させていただいておりますので、ぜひちょっと御議論のほういただけたらというふうには考えております。

(中野課長) はい。障がい福祉課長中野ですけれども、今の補足ですけれども、今までは国の出している算定式のみでやっていたんですけども、やはり目標というのは達成に向けて頑張る目標なので、ちょっと頑張って手が届くというか、実際に何すればいいか、見える範囲での現実的可能なところの目標設定ってというのが目標っていうものだと思っています。そういう意味では設定の仕方として、その過去の実績、過去3年とか、過去5年の実績は数としてあるので、それを例えば1.1倍をするとか、1.2倍をして、その過去の実績より少し増やすような形での目標設定をするとかというのが計算式としては考えられるのかなと思います。

ただ、今までやったことない目標設定ですので、そういったところでよろしいかっていうのはこの、まさに、この会の委員の皆様には御議論いただきたいという主旨で今回出しているものです。以上です。

(光岡座長) はい、鳥取市の前岡さん、いいですか。

(前岡委員) はい。承知しました。

(光岡座長) はい、今、成果目標のところで地域移行者数、施設からの地域移行者数の話が出たんですけど、ちょっとそこをもう少し話したほうがいいかな、皆さんどう考えられますか。保木本さんお願いします。

(保木本委員) はい。すみません。サマーハウスの保木本です。施設、地域生活の移行者数のその目標設定で県の何か実情に合わせたっていうところでお話あるんですけど、ちょっと自分が感じるのはこの目標数値もそうなんですけど、ここに対して各圏域でどれくらい取組を行っているのかってのがちょっと気になっているところです。取組を行っていないと8人だったら取組をまず行わないといけないのかなと思いますし、取組を行った上でこの8人とか、しっかり行った上で8人であれば、県の実情に応じたっていうところでちょっと考えていけないといけな

いのかなと思うんですけど、東部でもちょこちょこ話は出るんですけど、そこに対しての、協議会などでアプローチがしっかりできているかっていうと東部4町はちょっと自信ないところがあって、何かここ、もっと掘り下げていかないといけないのかなと、結構施設のほうでピックアップして、施設ごとで取り組んでいるような状況もあるようにちょっと東部は感じたりもするんですけど、でも、違っていたら長谷川さん、違うって言ってください。基幹の長谷川さんです。思うんですけど、ちょっとその辺の取組状況も踏まえてどうかっていう、ちょっと目標の設定っていうところが必要なのかなと、ちょっと自分としては思ったところですよ。はい。以上です。

(光岡座長) 保木本さん、すみません。さっきの8人っていうのはあれですか、ここの表によると実績は去年度末で6人。

(保木本委員) 6人、ですけど、何かちょっとさっき8人って、訂正ですって言われませんでした。

(光岡座長) 8人、正確ですか。

(中嶋課長補佐) はい。事務局中嶋です。すみません。資料間違いで6人ではなくて8人が正しいです。すみません。

(光岡座長) そうなんですね。はい、分かりました。基幹の長谷川さんどうですか、今の話で。

(長谷川委員) はい。鳥取市基幹の長谷川です。保木本さんも言われたように、鳥取市の自立支援協議会の地域移行部会なんかでも、地域移行の取組として精神科の病院なんかで長期入院の方への取組っていうのは本当に相談員もですし、保健所さんも関わってくださって取り組んでどんなふうに数を上げていってかかっていうところで、それぞれ取組状況もあるんですけど、やっぱり今、出ている福祉施設の入所者からの地域移行っていうところはなかなか進みが難しくって、2年前にも鳥取市の自立支援協議会でも各施設にアンケートを取ったことがあったんですけど、その後、コロナ禍になってなかなかその後進まなくて、それで再度、今回、今年度取り組んでいこうっていうことで再度アンケートを、その後どうですか、変わりがあるかっていうところを確認していこうという話をしているところなんです。なので、そうやって地域の、各圏域の自立支援協議会でも取り組んだ上でという数のところはやっぱり大事なのかな、何もアクション起こさずに施設から地域移行っていうのは正直難しいのかなって思っているところですよ。以上です。

(光岡座長) ありがとうございます。中部、西部それぞれの取組もあると思うんですけど、すみません。ちょっとあんまり時間もないのであれですけど、さっき中野課長がおっしゃったことで、例えば現在、これまでの実績の1.1倍とかっていう話があったんですけど、それも1つの考え方だと思います。それで、ちょっと今回の計画の中で、それで、成果目標にしても、それから見込量にしてもどうやって算出したのか、どうやって設定したのかっていう根拠を示す必要があるんじゃないかなと思うんです。この数字どっから出てきたんだろうっていう感じなんですよ、いつもプランを見ると。それは県の計画もなんですけど、市町村の計画もそうかなと思うんです。

なので、県の計画、それから市町村の計画、いずれもどうしてこの数字だったのかっていう根拠を一緒にプランの中に落とし込んでいただきたいなっていうのが私のちょっと要望なんです。それで、ぜひ統一してほしいな、算出の根拠を統一するっていうことじゃなくて、その示し方を統一してほしいなっていうふうにちょっと思っています。それで、さっきの施設からの地域移行

者数のとこなんですけど、東口さんのニーズ調査の説明の中で2ページにとっても興味深いなと思ったんですけど、施設入所者のうち、6%が1人暮らしがしたいと、それで、17%が家族と一緒に暮らしたい、5%がグループホームで暮らしたいという回答があったと。それでこれをパーセントじゃなくて、その人数に置き換えたときに何人になるんだろうってちょっと思ったんですけど、それって東口さん、数字がありますか。

(東口主事) ございます。申し上げてもよろしいでしょうか。

(光岡座長) はい。

(東口主事) 福祉施設入所者の方からの回答については、この項目は659件いただいております。それで、そのうち1人暮らしがしたいと回答された方が41名、家族と一緒に暮らしたいと回答された方が114名、グループホームで暮らしたいと回答された方が33名、残った方は福祉施設だったり、病院に入院したいであったり、その他の回答しておられるっていう状況です。以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。ということは合計すると何人だ、180ぐらい、百八十数名ですかね。それで、希望、基本的には多分ニーズ調査を取っているってことは希望、そういうものに即した計画をつくるっていうことが基本だと思うので、じゃあ、この数字が大きいのかなって思うんです。ただ、これを3年以内にやるっていうのはなかなかこれもまた現実的じゃないような気もするので、そこら辺をどうやって計算していくかっていうのが重要なな思ったりするんですけど、皆さんどうでしょうか、この数については。

1つは国の基準に沿ってつくるっていうことと、それから、いや、そうじゃなくて県の提案でもあるように、県独自でやっぱり設定して現実可能な数字っていうか、頑張ればできそうな数字っていうのを掲げるかってことなんですけど、皆さんの御意見どうでしょうか。米子市の橋本さん、お願いします。

(橋本委員) 米子市の橋本です。行政職の一員としての意見になると思うんですけども、さっき保木本さんも言われたように、その取組を、どんだけの取組をした結果、実績がどうだったんだっていうところがとても大きい要素なのかなっていうふうに思うんです。我々としましてもその地域移行に対しての実績というか、実績に数を残そうとしてっていう意識で普段からじゃあ、業務に当たっているかっていうと、ちょっとそれはそうとは言えない部分もあると思うんですけども、少しでも施設のほうから出るっていう思いを持っておられる方がおられれば、それに寄り添っていくとか、そっちに向けて動いていくっていうところをやっているつもりなんですけど、それが実際にそうなる場合と最終的にはならないということがやっぱりあると思うんですね。なので、その1っていう数字にそれが表れなくても、0.5ぐらいまでは何となく到達しているようになっていうことも何かやっているとあるような気がするんです。

それで、それが何かうまく数字ではなくて文章なり何なりっていうところで表すことができれば、こちらとしてはとても、それでも何となくやったんだっていうことが言えるのかなっていう気がするのかなと思います。全然答えになってない、答えというか、思いなんですけれども、そんなようなことを盛り込んでいけたらなというような気がしているところです。地域移行だけではなくてほかの部分でも、項目でもそうなんですけれども、全く手をつけてないわけではな

いっていうところがどっかで示せることができればなというふうなことを考えたりしています。以上です。

**（光岡座長）** はい、ありがとうございます。どこも多分十分地域移行支援、施設からの地域移行支援が十分できているってところはないんじゃないかと思うんです。西部にしても、東部にしても、中部にしても。なので、まだいろんな支援は残されていたり、それから冒頭にあったみたいに社会支援が不足していることでなかなか結びつかないってこともあると思うので、それと一体のものかなって思うんですけど、その上でさっきの国の計算式に当てはめると56人ですか、なるわけですけど、さっき話したみたいに、実際に地域移行したいと思っておられる方はアンケート、ニーズ調査によると180人以上おられるということですよ。どうでしょう、ほかのかたの意見はどうでしょうか。国のその計算式にこだわらず、それで、人数を計算していくっていうことはどうでしょう、いいですかね。何となく国の計算式にこだわらず設定していくっていうことでいうと56人より下って感じが何となくしているんですけど、別にそうとは限らないと思うので、ただ、それにこだわらずやっていくっていう方向でもいいですか。どうでしょうか。皆さん、ここんところはちょっと御意見いただければと思うんですけど、廣江さん、どうでしょうか。

**（廣江委員）** 保木本さんおっしゃってくださったことと橋本さんおっしゃってくださったこと、どちらもそのとおりだなと思って聞いていました。何もしてないんだけど、3年たってみたらこうなっていましたっていう数字ではなくて、意味のある数字になってほしいなっていうところが一番なので、プランなのでD○がセットでないといけないし、D○しやすいプランでないといけないと思うんですね。それで、その相関関係が分かりやすいアウトプットが3年後の結果であるというような形になるととっても見やすいし、それに向けたプランが必要んじゃないかと思っています。

今回のことでいきますと、例えば入所者が900人ぐらいでしたっけ、いらっしゃってそのうち180人が退所したいっていうような話があると、じゃあ、そのしたい人が全員できるかっていうとそれはまたちょっと別問題になると思うんですが、そういうしたいという人たちに対してのもう少し突っ込んだ調査が必要になってくるのかなと思います。それで、ただ、それはまだ別の動きになるので、こういうパーセントにしたらいってというのは、今すぐは出てこないんですが、少なくとも、うちの施設では今年度この人数を何とか達成しようっていう各施設が取組をできるような、そういう数字が目標値になっているというか、その積み上げが県の全体の目標値になっているといいなというふうには思います。

それで併せて少し御紹介しますが、今、米子市のほうで、西部の自立支援協議会の地域移行部会で動きをつくっているのが、入所施設のほうに退院、退所可能な人をピックアップしてもらって支援に入るというようなことを、取組を今少し着手しています。それで、要は施設側にその窓口になる人がやはり必要になってくるんですね、外の機関と連携するようなコーディネーターが必要になりますので、その役目を1人担ってもらえる方がいる施設があって、そこに今、施設内の退所可能な方のピックアップをさせていただいて、それでそこに地域移行が入ったり、機関が入ったりというようなことを今後アプローチしていくような方法を取るということで、今、動いています。こういうのがまさにD○だと思うんですよ。その結果の積み上げがどうなるかという

ところなんですけど、そういうことをやると、うちの施設は何人ぐらいは出せるかもしれない、1人かなとか、2人かなとか、そういうのの積み上げが目標値になるといいなと思いました。以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。じゃあ、もう1人、2人、みんなの家の尾崎さんはおられないんですね。もう退出されましたね。すみません。

(中嶋課長補佐) ついさっき切れました。

(光岡座長) ですね。中部の支援センターの河本さんいかがですか。

(河本委員) はい。皆さん言われているとおりですね、やはり成果目標って立てられるっていうところなので、現実、各関係機関の皆さんがその目標に向かって努力して、何かしらの成果が得られる数値が目標になるべきなんじゃないかなと思います。それぞれ今はこの施設からの退所される方の数でお話をしていますが、やはり数値にはそれぞれ関わっている方が見て、支援をしようかというところの目標になるとと思いますので、なかなかね、具体的にどうすればというところは難しいも分かりませんが、数値の目標については皆さんが言われているとおり、国が示してるものではなくて、県のほうで独自に目標設定する数値のほうがいいんじゃないかなと思っています。以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。じゃあ、中井副座長、いかがですか。

(中井副座長) はい。河本さんが言われたとおりじゃないかなというふうに思っております。ごめんなさい。具体的ではないけども、言われたとおりだと思っています。以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。おおむね皆さん、この国の算定式にこだわらず、地域の実情に応じて、現実的な数字を、それぞれの地域の数を積み上げた形で出していくっていう感じですかね。はい、そんな感じかなと思います。それで、ほかの成果目標についてどうかっていうこともあると思うんですけど、やっぱりここら辺のことを各市町村で本格的な議論が始まる前に市町村に伝えていかないといけないのかなと思いますので、ちょっとほかの数についても話をしたいと思うんですけど、事務局のほうでは、これは、あとの数値は国の示してる算定式に沿っての数字になっていますかね。

(中嶋課長補佐) はい。事務局中嶋です。おっしゃられるとおり、全て国のほうが示している何年度実績の何倍ですとか、具体的に精神の関係ですと、もう何パーセントかっていう数字は、もう全てこれは国の示した数字、あるいは示した算式で、取りあえず仮ですけども、算出した目標値となっております。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。最低ここまではやりましょうっていうことかなと思うので、やっぱり鳥取県独自にもう少しこの数字を上乗せして目標を立てたほうがいいじゃないかっていうものも逆にあるかもしれないので、そこら辺はいかがでしょうか、皆さん。私1点、どこだっけ、子ども発達支援課が言われた医療的ケア児等のコーディネーターの配置、養成人数のことなんですけど、195人ってあるんですけど、これってどういうふうに算定されてるのかなと思うと、例えば、さっき言われたのは受講者数が15だから、この数字っていう話だったように聞こえたんですけど、ちょっと観点が私は違って、例えば地域に計画相談の事業所がある、それでそれが六十数か所あると思うんです、全体で。それでそこに例えば基幹センターの数だとか、

委託センターは多分同じかなと思うのでそういう数をとか、それから訪問看護ステーションに1人はいてほしいなとか、そういう数、それからもちろん市町村にもいてほしいなとか、そういう数を積み上げて、配置が必要な数を積み上げて目標人数を定めたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺どうでしょうかね。

(松本課長) 子ども発達支援課長松本です。実際この人数15人としましたのは、今年度あるいは昨年度、実際に養成人数としては15人程度でないかということで設定をさせていただいておりますが、この15人、195人というのがその実際の研修の15人を3か年で入れますと設定した数字にはなるわけなんですけど、この15人が適切なのかどうかというのは、また皆様の御意見を伺いながら、実際、先ほど光岡座長が言われたように、本来必要な数が幾らなのか、そういったことも踏まえながら設定はしたいと考えております。以上です。

(光岡座長) ありがとうございます。なので、どのこともそうなんですけど、地域に必要な数とか、そういうことをベースに考えていくほうがいいのかなっていうふうには私は思ったところです。はい、ほかの分野でどうでしょうか、皆さん。御意見ありますか。あまりにも資料が多過ぎて、どこから行っていいか分からない感じもしますが、成果目標だけのことじゃなくてもいいんですけど、どうでしょう。ほかの項目でも結構です。廣江さんお願いします。

(廣江委員) はい。すみません。精神障がいにも対応した地域の受け皿づくりというところの目標なんですけど、国の指針ということで目標値が定められているんですけど、第6期の平成30年度末の実績で325日となっているものが、7期の目標が325.3日っていう、0.3しか伸ばさないのっていう目標値になっているんですね。この辺りはせっかくなのでもう少し伸ばしていくような目標値になってほしいなと思います。それで併せて言いますと、下のほうの長期入院者のところであったり、入院後の一定期間時点の退院率って、実は鳥取県ってすごく全国平均からすると悪いんですよ、数字が。それでその辺りについても、実際さっきの話じゃないですけど、誰がどうD○するのかというのが分かりづらい。精神科病院の努力が不可欠なんですけど、精神科病院は当然ながらこのパーセントを目指してやるぞっていうところはあまりないんですよね。その辺りをどうするのか。もちろん地域移行支援の事業者とかは頑張ってくれてくれると思うんですけど、そこにしても何パーセントを目標にして取り組むぞっていうふうにあんまり思っていないんじゃないかとは思っています。

ただ、県全体としてはこういう根拠の下に、こういう目標を目指しているということは共有はしていかなければいけないですし、それを達成するには、じゃあ、この目標を達成するためには多分もうちょっと違う指標が必要なんじゃないかと思うので、目標値が。そこについても各圏域で話ができるような、協議の場でしっかり話を詰めていただきたいなというふうにも思います。目標値についてはさっき言ったところのみ、もう少し検討が必要かなというふうにも思います。以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。事務局のほうは何かありますか、今のことについては。

(中野課長) はい。障がい福祉課長中野です。今、廣江理事長からいただいた退院後1年以内の地域における平均生活日数のところは、おっしゃるとおり実績にもほぼ近い目標値になってい

るので、ちょっとここは非常に悩んではいたところですよ。それで御意見もいただきましたので、ちょっとこれまでの実績もちょっと改めて見て、それでもうちょっと高い目標値をちょっと検討したいと思います。というのも6月補正、この6月補正で東部、中部にも病院からの地域移行っていうのを強化する事業が成立しましたので、これからそれをD oさせていくとか、動かしていくんですけども、それで地域移行を進めていく動きはつくりますので、それも含めてもうちょっと伸ばせるんじゃないかなと個人的には思ってますので、それも見越してちょっと、もうちょっと上の目標値を設定する形で検討します。

(光岡座長) はい、廣江さんよろしいですか。はい、基幹相談支援センターのことなんですけど、今回のやつでは基幹相談支援センターの設置を各市町村とか圏域とかあるんですけど、もともと今年度末までに基幹相談支援センターの役割を各市町村でも立たせる体制を取ってくださってということだったと思うんですけど、何か分かりにくいんですけど、この辺の整備はどうなってるんでしょうかね。分かります、事務局。

(中嶋課長補佐) はい。事務局中嶋です。先ほどの中でも説明をさせていただきましたが、今の国の指針の中では、その基幹相談支援センターを各市町村あるいは圏域で設置してくださいというところまで明確にはたしか書かれてなくて、それで今回の指針の中で努力義務というような形で多分示されたのではないかなと思っております。ただ、前回の、前回というか、今の計画ですが、今の計画の中ではそういった支援体制ですね、支援体制が、そうですね、今の計画の令和5年度末の目標としては、各圏域または市町村において基幹相談支援センターが設置できるよう支援しますということで、国のほうには、明確には基幹相談支援センターというところは書いてないんですけども、県の目標としては設置に向けた支援をしていくというようなところになっておりまして、それで、今回新たに国のほうの指針でも努力義務ということになりましたので、引き続き市町村の基幹相談支援センター設置に向けて県のほうも支援をしていくというような形で、結果的に内容は変わってないんですけども、そういった形、文言的には変わってないんですけども、そういった形の目標を今こちらのほうにちょっと書かせていただいております。

(光岡座長) ありがとうございます。何か期限が先延びにされたみたいな感じに僕は聞こえているんですけど、すみません。例えば東部4町で、保木本さん、今年度末までに何かしら設置をと、役割を持つとかっていう方向で話されてたんじゃないかなと思うんですよ。

(保木本委員) はい。

(光岡座長) なので、何か今一生懸命やっていると、今そんなに考えてないところに合わせてしまうというか、そんな感じになると困るなって思うので、やっぱりそこはやっぱり今年度末までにその役割をちゃんとしてくださいということで、それで基幹センターということはちゃんと名乗って3年後までにやってくださいねっていう、何かそういう整理をさせてもらいたいなって思うんですけど、誰に聞いているのかよく分かんないんですけど。事務局、そんな整理でいいですかね。

(中野課長) 障がい福祉課長中野ですが、すみません。ちょっと私の理解が足らなくて、もう一度お願いできますでしょうか。ちょっとすみません。本当に理解が足りなくて。はい。

(光岡座長) そうですね。いや、結局、今現在ですよ、今の計画で、各市町村には今年度末ま

でに基幹センター名乗らなくてもいいけど、その機能を持てるようにやってくださいねってことだったと思うんです。それでそれが今回基幹センターというものを3年度後までに設置してくださいねっていうふうに書かれているわけですけど、取り方によってはあと3年猶予ができたっていうふうに捉えられそうなんですけど、そうじゃなくて、やっぱり今年度末までに機能は持つてください。でも、基幹センターとしては3年度後まででいいですよっていう、そういう整理でいいんですか。

(中野課長) はい。障がい福祉課長中野です。理解しました。今定めているのはまさに令和5年度末までにこれ、これっていうふうに明記されているので、それが3年先延ばしにしますということではないので、おっしゃるとおりだと思います。なので、それが本当にできるかできないか、ちょっと置いておいて、この5年度末までにしっかり目指すっていうのは当然生きていることですし、それを踏まえた上で、仮に、じゃあ、今年度末までにできてなかったとしても、目標設定を書くときには令和5年度末までにこうするっていうふうにしていただきたから、もうそれを達成できるようになるべく早く打ってやりましょうっていう方向性はきちっと述べましたんで設定をしたいと思います。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。じゃあ、皆さん、ほかのところでいかがでしょうか。

(町田委員) はい。

(光岡座長) 中部の会場におられる。

(町田委員) 町田です。

(光岡座長) 町田さんお願いします。

(町田委員) はい。すみません。今日の資料1の5年度の各部会の実施状況のところ、1ページは受皿のことを言われましたのでよろしいですけれども、2ページの一番上の(2)で、障害者支援施設の待機者状況の把握っていうところです。その一番下の行ですけれども、待機者の具体的な状況を把握していく必要があるという意見があったと。それで、また市町村と施設がこうした状況を共有していく仕組みを検討していく必要があるとありますけれども、これは、この検討していくっていうのはどのように検討していくのかっていうのは今後の問題なんですか。

(光岡座長) 最初の部会報告のことですかね、それは。

(町田委員) はい。自立支援、地域移行部会のことです。

(光岡座長) ですね、廣江さんそこをちょっとお話ししていただけますか。

(廣江委員) 町田さん、それ地域移行部会の会議の中での話題の話なんですけど、よかったですか。計画のことではなくて、この。

(町田委員) はい。私、ごめんなさい。この日にちょっと出席してなかったもので、それで、会議の内容でそういうふうな話があったということだと、この話だけではなくて必要があるっていう意見があるっていうことはこれをもうちょっと進んで話をしないといけないんじゃないかなと思ったもので、それで意見を言わせていただきました。

(廣江委員) 具体的にはアンケートなどを行って、障害者支援施設の待機者数、待機者がさっ

きも冒頭も申し上げたんですが、すごい人数になっているということはよく言われるんですが、同じ人が何箇所も申し込んでいたりとかいうこともあって、実数は一体何人なのかよく分からないということもあったので、そういったことをまずは各施設も分かってないので、うちに申し込んでる人がよそに申し込んでるかどうかまでは分からないっていうこともあって、それで、米子市なら米子市、市町村も市町村に住んでいる方で一体何処に何箇所申し込んでいる人がいるのかも分からないという状態があったので、そこをまずはっきりさせて、それで市町村もちゃんと把握して、施設側も把握して、じゃあ、実数はこれぐらいだからどんなふうに関後入所を進めていくといいのかということ共有していったほうがいいんじゃないか、行政と施設側がと、そういう話でした。

(光岡座長) 町田さん、いいですか。

(町田委員) はい。その話を進めるために行政と施設とかと話し合いはされるんですか。

(廣江委員) 西部については、西部の自立支援協議会の地域移行部会というところで取組はしていますので、そこでその話題はまた進めていくことにはなると思います。それで、中部と東部についてはまたどの部会というか、どういう形で進めていかれるかはちょっと私分からないんですが、多分同じような課題はお持ちだと思いますので、各圏域で話し合っただけのいいなと思います。

(町田委員) はい。分かりました。もう1つよろしいですか。

(光岡座長) 計画のことですかね。

(町田委員) はい。さっきの部会での話なんですけれども、いいですか。

(光岡座長) ちょっと町田さんすみません。部会のお話でしたら、ちょっとまたお聞きしますので、ちょっと先にプランのことをお話させてもらっていいですか。

(町田委員) はい。分かりました。

(光岡座長) はい、すみません。ちょっとプランのことを少し整理しときたいと思うんですけど、まず、成果目標のことについては、地域生活への移行者数についてなんですけども、皆さんの御意見もあったように実績の8っていう数は上回らないといけないと思うんですけど、ただ、国の算定式だと56以上ってことなので、ちょっとまたここまでの数字は現実的に難しいんじゃないかってところで、なので、8以上56未満のところ実情に合わせて市町村の計画なり、成果目標の数も参考にしながらつくっていくっていいですか。はい。それで、そのほかの成果目標については、さっきのもう少し上乗せしたほうがいいんじゃないかというところもあるかと思うので、なので、国の計算式を超えるところで、もう少しその上乗せが必要なところについてはまた議論していくっていいですかね。

はい。分かりました。じゃあ、ほかの分野もいろいろあると思うんですけども、まず、今の話についてはちょっと市町村のほうにも共有していただければなっていうふうに思います。それで、時間がない中で申し訳ないんですが、全体について何か皆さん御意見があればお願いしたいんですけど、プランについて、どうでしょうか。あまり細かいこと、話ができないんですけど、もう時間がないので、大きなところで何かこういう方向でとか、こういうふうに全県でとかってことがあればお願いしたいんですけど。すみません。私は、ぜひ、さっき申し上げたみたいに、

数、成果目標にしても、それから見込量についてもやっぱりこういうふうを考えてこういうふう  
に算出したってものをやっぱり計画の中に示してほしい、どの計画にも。それで、そのためにど  
ういう、さっきの話でいうと、DOするか、行動起こすかっていう、そういう立てつけでプラン  
をつくっていただきたいっていうふうに思います。それで、そのことを全県で共有できればいい  
かなっていうふうに私は思っています。それで、者計画のことについては、いろいろ意見はある  
んですけども、やっぱり福祉計画だけじゃなくて者計画っていうのも大事なところで、むしろ者  
計画の一部が福祉計画かなっていうふうに思うので、ぜひ、現在の計画ではあまり障害者権利条  
約のことについて十分触れられてないような気がするんです。なので、やっぱり権利条約に沿っ  
た目標を立てていただきたいと思いますし、国の計画とか見ても、やっぱり社会モデルとか、  
条約の理念に沿ってっていうことが度々出てくるんです。そういうふうにつくっていただければ  
なっていうふうに私は思います。

ちょっと最後にすいません、これだけ、ごめんなさい。今回の国の基本計画とか、福祉計画の  
指針の中にこういうことが書いてあって、障がい児の支援のことなんですけど、障がい児が障が  
い児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けることができるようにするこ  
とで障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（イ  
ンクルージョン）を推進するっていうふうにあるんです。だから、すごくこれが何らかのを得てい  
るなって思うんです。それで、障がい児の支援を利用することで、意図せずともインクルージョ  
ンと逆の方向、分離の方向に行っていることもなきにしもあらずだと思うんです。なので、全て  
の障がい児支援はやっぱりインクルージョンのためにあるっていうことを共有できるプランにな  
るといいなと思います。

ほかにもいろいろあるんですけど、すみません、そんなことを思っていました。はい。すみま  
せん。町田さん、ごめんなさい。なかなかお聞きできなかつたんですけど、ちょっとまた後でお  
聞きできればと思います。すみません。皆さんほかにお話したいことが、意見ありますか。鳥取  
市何かありますか。違いました。

（前岡委員） はい。鳥取市は大丈夫ですけど、先ほど、最初の質問等で、はい。

（光岡座長） 大丈夫ですか。はい、じゃ、皆さん、よろしいでしょうか。時間が過ぎてしまっ  
て申し訳ありません。じゃあ、これで全体会の議事は終了しました。進行がまずくて、時間が過  
ぎてしまって申し訳ありません。じゃあ、事務局にお返しします。

（中嶋課長補佐） はい。光岡さん、どうもありがとうございました。そうしたら、最後に障が  
い福祉課長の中野のほうから一言ちょっと閉会の御挨拶を申し上げたいと思います。

（中野課長） はい。障がい福祉課長中野です。長時間にわたりまして御議論いただきましてあ  
りがとうございました。成果目標については、先ほど座長にまとめていただいたとおり、地域移  
行のところは8以上56以下というところで、ちょっと案を幾つか考えて次回の総会で御議論いた  
だきたいと思います。考え方としては恐らくこれまでの実績をさっき言ったように伸ばすか、も  
しくは現場の実績の積上げというか、何人出せそうか、出れそうかっていうところでの積上げ、  
その辺りかなと思うんですけども、ちょっと複数案考えてお示ししたいと思います。それで、  
精神の部分についてはちょっともう一案練って、もう少し高めの案を考えたいと思います。その

後、座長からいただいたお話で、障害者権利条約に基づく国連勧告への対応というのは非常に我々も大事だと思っておりますので、今日の資料のこの9ページですかね、9ページのところにもプランに総合的・横断的に反映すべき内容として明記をしておりますので、そこはきちんと対応したいと思っております。また、児のインクルーシブというか、インクルージョンの部分も非常に大事だと思っております、今のプランにも実はプラン自体の55ページに児の辺りが書いてあるんですけども、その障がいのあるお子様のインクルージョン、地域社会の参加とか、包容の推進ってというのは今も明記しています。この部分を国の計画も含めてより分かりやすいというか、よりしっかりそれを進めていきますってところで反映をしたいと思っております。というところで、すみません、いただいた意見への御回答も含めて御挨拶とさせていただきます。すみません。お時間をいただきまして、本日は誠にありがとうございました。

(中嶋課長補佐) はい。すみません。事務局中嶋です。委員の皆様、長時間にわたり御議論いただきましてありがとうございました。これをもちまして令和5年度第1回の鳥取県地域自立支援協議会本大会のほう終了とさせていただきます。皆さんどうもありがとうございました。